

知事コメント

(国地方係争処理委員会での意見陳述について)

本日、沖縄防衛局のサンゴ類特別採捕許可申請について、沖縄県が農林水産大臣から受けた是正の指示に関する第3回国地方係争処理委員会が開かれ、池田副知事が出席して陳述を行いました。

陳述では、第一に、サンゴ類採捕の「必要性」が認められないことを申し上げました。

今回のサンゴ類採捕の「必要性」が認められるためには、そもそも、沖縄県の承認を受けてサンゴ類の生息場所で地盤改良工事をし、埋立てができることが前提となりますが、沖縄防衛局はまだその承認を受けておらず、事実として埋立てができないため、採捕の「必要性」が認められないことは明らかです。

第二に、農林水産大臣の指示は、沖縄防衛局に対する沖縄県の処分を取り消した国土交通大臣の裁決を根拠としておりますが、行政不服審査法上、沖縄防衛局が「一般私人が立ち得ないような立場」で受けた処分は審査請求ができませんから、これを受けた国土交通大臣の裁決は無効なものであり、そのため農林水産大臣の指示は根拠を欠くことを申し上げました。

第三に、沖縄防衛局とともに普天間飛行場の代替施設建設のための埋立事業を推進する立場の大臣が、行政不服審査法に基づく権限と地方自治法に基づく権限を重ねて行使することによってそれぞれの法律が本来予定しない効果を得ようとする権限の濫用について、同事業を巡るこれまでの国の権限行使と同様に、今回の指示にも認められること等を申し上げました。

このように、農林水産大臣から受けた是正の指示は、違法と言わざるを得ません。

沖縄県としましては、国地方係争処理委員会において、憲法の保障する地方自治の本旨を踏まえた公平・中立な判断がなされることを強く期待しております。

令和5年6月16日
沖縄県知事 玉城 デニー